

全員協議会次第

令和 5 年 3 月 7 日
全員協議会室 9 : 3 0 ~

1. 開 会 (9 : 3 0)
郡司事務局長
2. 挨拶
小松議長
3. 協議事項
(1) 意見書の調整について
4. 報告事項
(1) 総務常任委員会
(2) 議会広報広聴常任委員会
5. その他
6. 閉 会 (1 0 : 3 7)
山口副議長

令和5年3月7日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 吉村美津子
議員 桃園典子
議員 林善美
議員 落合信夫
議員 本名洋
議員 細谷光弘
議長 小松伸介

議員 鈴木淳
議員 内藤美佐子
議員 細田三恵
議員 菊地浩二
議員 増田磨美
議員 井田和宏
副議長 山口正史

欠席議員

なし

全員協議会に出席した事務局職員

議長 郡司道行
事務局

事務局記 山田亜矢子

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 皆様、おはようございます。早朝より全員協議会ということでお集まりをいただきまして、大変にありがとうございます。

日中は暖かい日が続いております、本当に春が目前に迫る、もう来たのかな。というところですが、ただ、朝晩がまだまだ寒い状況ですので、皆様、ぜひ体調のほうには十分お気をつけていただきたいというふうに思います。

また、先日で14名の議員による一般質問が終了いたしました、私もこの2年間皆様の一般質問を聞かせていただいておりますけれども、本当に様々な視点からご質問されておまして、私自身も大変勉強させていただいております。この2年、聞く立場でしたけれども、4月以降、再選させていただいた暁には、私もしっかりと質問していきたいなど、そんなふう感じていた次第でもございます。

定例会も中盤に差しかかってまいりまして、これから予算委員会ということで、また皆様、慎重審議をお願いしたいというところでもございます。

本日は、全員協議会ということで、意見書の調整等でございます。皆様の慎重審議をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくをお願いいたします。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

◎意見書の調整について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（小松伸介君） まず、傍聴者より撮影の申出がありまして、これを許可いたしましたので、ご報告をいたします。

それでは、協議事項に移らせていただきます。

(1)、意見書の調整についてということで、今定例会に提出をされております意見書について調整を行ってまいりたいと思います。

moreNOTEに記載されている順番でやらせていただきたいと思います。

まず初めに、内藤議員提出の「带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）」について調整をしたいと思います。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） それでは、皆さんおはようございます。私のほうから最初にやらせていただきます。

今回、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書ということで、意見書をつくらせていただいております。この件については、各自治体でも助成をし出しているところもありますので、私自身も三芳町の議会で一般質問で、本町でもやらないのかというような、そんな質問もさせていただきましたけれども、やはりこういうワクチン系、病気に関わるものについては、これはやっぱり国が少し動いていただかないという思いで今回つくらせていただいております。

带状疱疹って、もう皆さん中身はご存じだと思うのですが、一応ちょっと提案理由をつくらせていただきましたので、朗読させていただきます。

带状疱疹の発症率は、50歳以上から増加し、80歳までに3人に1人が発症すると言われていています。また、治療の長期化や带状疱疹後、神経痛など後遺症のリスクも加齢とともに高くなる。この带状疱疹の発症予防には、ワクチンが有効されておりますが、費用が高額になることから、接種を諦める高齢者も少なくありません。

よって、政府には一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性などを早急に確認をしていただき、そして带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や、もしできれば予防接種法に基づく定期接種化を求めていきたいという、そんな思いでつくらせていただいております。

現在、子供たちはこれ定期接種化になっておりますので、子供の水痘ワクチンは、今、生ワクチンだと思うのですが、生後12か月頃に1回目、それから何か月か置いてもう一回打って、2回打っていると思うのです。ワクチンを打っている子供たちはしっかりとこの予防ができているというふうには言われているのですが、問題は大人で、やはり子供のとき、私たちの年代もそうですけれども、予防接種ってなかったので、結構多くの方が水疱瘡にかかっているらしいのです。私自身も子供のとき水疱瘡はかかっています。小さいときにかかる分はそんなにひどくはないので、中には重症化するお子さんもいらっしゃるかもしれないのですが、結構皆さん予防接種なしで、免疫をしっかりと獲得をされている方もいるということなのですが、その病気によって免疫を獲得した人は、やはり年齢により、またストレス過剰により、それでこの免疫力が落ちてくる。ちょうどその頃が大人になった頃、50歳、60歳、そのくらいになってからやはり増えてくるということで、特に現在大人の方で、高齢の方で、以前はそういう水疱瘡にはかかったことあったけれども、小さいときかかったから免疫あるかと思ったけれども、でもやっぱりかかってしまったと、それが带状疱疹という形になって現れるということで、大人の带状疱疹は大人の水疱瘡と一緒に、大変命に関わるということで、重症化しやすいと言われております。

あと、現在大人の方で、高齢になってからも自分はこの水疱瘡にはかかったことがないという方は、中には水疱瘡菌は持っていないのですが、実はこの水疱瘡というのは、すごくうつりやすい、空気感染です。だから、自分がかかったことないから大丈夫ではなくて、どこでその菌をもらうか分からない。ウイルスをもらうか分からないということで、やはり大人の方でかかったことのある人も、かかったことない人もこのワクチンは有効だということで今言われております。

ということで、いろいろ調べたのですが、伊奈町では今、助成金出しております。あと、都内でも結構多くのところで助成金を出しているのですが、今、生ワクチンと不活化ワクチンがありますので、金額はちょっと違うのです。そんな中で、どちらを打つかで金額変わってきますけれども、実は私も打ったことあるのですが、私は生ワクチンをまたこの大人になって1回打ちました。八千幾らでした。これを不活化ワ

クチンだと、1回打つと2万2,000円らしくて、どちらが効くかという、2回不活化ワクチンを打ったほうが90%ぐらい免疫力は上がるということなのですけれども、そこら辺もちょっと確認をしっかりといただき、研究もしていただきながら、それで助成制度を全国でちゃんと一律でできるような助成制度、そして予防接種法の定期接種化、こういうことを求めるためのこの意見書になっております。

長くなりました。以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの説明というか、案に対しまして、ご質問や調整ありましたら挙手をお願いいたします。本名議員。

○議員（本名 洋君） おはようございます。本名です。

意見書（案）の最後のほうに、ワクチンの有効性等を早急に確認するというふうにあるのですけれども、有効性はまだはっきりと確認された段階ではないのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 有効性は確認をされつつあるのですが、先ほど申しましたように、生ワクチンと不活化ワクチンがあるのです。どうも医療関係というか、薬品関係のほうはシングリックスの不活化ワクチンを勧めているようなので、そこら辺をしっかりと確認をしてという思いでちょっと書かせていただきました。生ワクチンはいろいろ手法で見ると、1回でいいのです。ただし、持続期間が5年ぐらいしか続かなくて、あと予防効果が60%ぐらいしかないとも言われているのです。これ今のところどこが出しているというか、そのシングリックスのほうが出しているのではないかなと思うのですけれども、不活化ワクチンというのは、今までコロナワクチンと一緒に、筋肉注射で2回打たなければいけない。でも、金額がすごく高い。実は副反応を考えると、これは不活化ワクチンのほうがちょっときついのではないかというふうにも言われているので、そこら辺の確認もしっかりしながら進めていかなければいけないかなと思っています。そんなことで、ちょっとそういうふうに書かせていただきました。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今、最後のほうに副反応という言葉もあったのですが、やはりワクチンというと、その副反応、副作用のことが問題になりがちなのですけれども、そこら辺もまだ十分に安全性が確認されたわけではないのか、あるいは確認されているのか、お伺いします。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 副反応について、水痘、生ワクチンのほうはもう子供も打っているようなものなので、確かに副反応を起こすことが全くないわけではないらしいです。そんな中で、副反応、コロナワクチンで皆さんもご存じだと思うのですけれども、予防をするためにはそういう方も中にはやはりアナフィラキシーを起こしたりとか、そういう方はいらっしゃると思います。心配なのは、不活化ワクチン、今、テレビ等で宣伝、コマーシャルが始まっているのは、この不活化ワクチンのコマーシャルかなとちょっと私なんかは思っているのですけれども、そういうところもしっかりと副反応等を調べていただきながらやっていただくというところで、この早急に確認しというところの言葉を入れさせていただいております。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

私が医者で聞いたときに、やっぱり生ワクチンのほうを勧めていたのですけれども、この生ワクチンは5年で、この不活化ワクチンは9年程度の効果というふうに調べたら書いてあったのですけれども、これ助成制度というのは、1回こっきりなのか、毎回打てば毎回補助してもらうような形なのか、どういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） それは私のほうからは1回にしろとか、そういうことは言っておりません。伊奈町でやっているのは、生も不活化でもどちらでもいいということで、1回につき4,000円の補助をする。1回につき4,000円と書いてありますので、2回打つときには、では2回目も4,000円くれるのかなというふうにも思いました。これちょっと伊奈町のへほうは確認をしてみないと分かりません。港区のを確認したところ、生ワクチンでは6,500円、1回でいいので、生ワクチンは、6,500円の補助が出ます。港区、不活化を打つ場合は2万2,000円ぐらいしますので、ワクチン。1万5,000円を補助します。それが2回と書いてありました。だから2回分、3万円出るということですよ。すごいなというふうに思ったのですが、あと桶川もウェブサイト調べたところ、生ワクチンも不活化もどちらでもいいけれども、1回4,000円と書かれておりました。だから、ここら辺がどういうふうになるか。生ワクチンだったら1回だけのいいのだけれども、不活化を打ちたいという人は2回出すのか、そこら辺は私は求めていたりしませんので、しっかりと調査研究をして、定期接種化するのであれば、しっかりそこら辺は国のほうで確認をしてからやってもらいたいというふうにも思います。今は自治体が独自でやっているものなので、いろんな考え方でやっていらっしゃるのだと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 不活化のほうは2回で1セットみたいなのであれなのですけれども、この予防接種法に基づく定期接種化ということになると、国が払って無料接種という形になるということでもよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 無料接種になる可能性もあるのでしょうかけれども、例えば自己負担金が幾らという形になる可能性もあります。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

内藤議員、どうぞ。

○議員（内藤美佐子君） 定期接種化になると、不交付団体は定期接種化になったら、町独自でお金は全部出さなければいけなくなりますので、町としては負担金、少し自己負担もらいたいかというふうにも思い

ます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） すみません。今のお聞きすると、今まで意見書とか出す際に、やはり三芳は不交付団体ということで、そういったのがないから、それを一言載せたらという意見もよくあったと思うのですが、けれども、今回に関してはそこまで突っ込んだ制度の詳細までの話ではないのかなとも思うのですが、もし今後進展があるようでしたら、そういったところをちょっと心に留めておいていただけると、国で定期接種化しました。三芳だけは自治体負担ですとなると、また財政がということになってしまうので、心に留め置いていただければと思います。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。私も定期接種化になると、その分国のほうから交付金なり、国庫補助金が下りてくるのかとずっと思っていたのですが、定期接種化になると、不交付団体はそれを行うのであれば、全部町が出すみたいなことは聞いておりましたので、ただ助成制度の創設というのを国のほうがうたってくれることで、町民が、お金を出すところはどうであっても、町民のその健康が守れる制度をつくってもらいたいという思いで出していますので、ちょっとそのお金の出どころなりなんなりはあまりタッチはしておりません。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

定期接種の場合は、国がその副作用について補償するという形になると思うのですが、任意接種の場合は違うので、そこら辺に対しては何かこれを進めるに当たって、そういった方の救済については何か加えるということはあるのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） こころ辺もまだ定期接種化されていないので、全ては有効性等を早急に確認しというところで、しっかりそちらで確認することは確認してくださいという思いで書いておりますので、定期接種化になると、これ副反応に何かお見舞金みたいなのがコロナは出ましたけれども、こころ辺はちょっと私もよく分かりません。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上で内藤議員提出の意見書について閉じさせていただきます。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 調整をお願いしますということですので、このまま出してもよろしいものなのかどうか。よろしいでしょうか。そこの確認を。

○議長（小松伸介君） では、戻ります。

確認ですけれども、調整等はなしでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） それについての意見はないということですかね。

では、以上で内藤議員提出の意見書について閉じさせていただきます。

続きまして、桃園議員提出の認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書（案）について説明を求めます。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。おはようございます。

今回は、意見書、認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書（案）を提出をさせていただいております。私たちは地域を歩くと、きっと皆様がこのようなご相談やらお声を聞いておられるのではないかと感じております。現在の認知症の患者は600万人を超えていて、2年後の2025年には700万人に達する見込みとも言われております。認知症施策の総合的な推進で、令和2年に介護保険法が改正となったことによって、国や地方公共団体の義務努力がさらに3点ほど加わったりしております。その中で、大きな変化としては、認知症の人が地域社会において尊厳を保持しつつ、ほかの人々と共生することができるようにすること、このようにうたわれていることが大きな点かと思えます。そういうところを大事にしつつ、今回の意見書は、そういう社会の構築に向けて必要なこととして、5点を挙げさせていただいております。

1点目が、認知症の人に初期の段階から、家族や周囲の人々が適切に対応するための認知症サポーター等の育成促進や身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設支援ということになっておりますが、これに関しては、今現在町の状況を見ても、介護施設、また認知症サポート支援センターなどが相談窓口としての対応、機能を持っておりますけれども、ここにうたった薬局というところにおいては、これは大きくまた身近に足を運ばれる薬局及び薬剤師さんはその方の投薬情報や健康、身体の特性等を認識されておられることから、さらに身近な相談窓口になっていくと期待が持たれております。そのようなことから、ここに身近な薬局というところが加わっております。認知症サポーターに関しては、取り組んではおりますけれども、まだまだ伸び悩み、また即戦力というようなところでは課題が残っているという現状がありますので、このようにうたわせていただきました。

2点目の認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための当事者や家族との連携重視、また薬や対処法等の研究体制強化とうたわせていただきましたのは、これはやっぱり認知症は、家族の方の関わり方によって、その進行が大きく左右をされるという暮らしの病とも言われております。そのようなこともあって、やはり当事者や家族との連携の形を重視をする。注視をする。そこをベースとした上で、しっかり薬での治療、また関わり方、支援の仕方等のこの研究が進んでいくことがさらに効果を増していくということであわせていただきました。

3点目は、認知症のグループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくり、また認知症の人と家族に寄り添う体制を整備ということで、現在の認知症のグループホームに入所するに当たっての条件があるわけなのですけれども、年齢でありますとか、少人数の共同生活を営むことにしようがないとか、特に一番ハードルになっているのが、施設と同じ市町村に住民票をお持ちの方という限定となっていま

す。その関係でニーズが高いけれども、市町村の中にある、同じ町村の中にある施設が満室だった場合は、他地域に住民票を移すというような作業も状況によっては生じているという現状があるようです。また、その入所を希望される方が生活保護をお受けになっている場合は、住所を移した上で、また再度生活保護の申請を行うという、そのような負担も強いられている状況もあるようです。そのようなことから、必要とされる方がグループホームに入所される場合の緩和措置というか、柔軟な対応ができるようにということであわせていただきました。

4点目は、情報提供ということで、多くの方がこの可能性を持っている認知症という意味においては、広く我が事と捉えていただけるぐらいの情報、またそうならないための知識などを国挙げてしっかり発信していただきたい思いです。

5点目のところの国と地域が一体になって総合的に推進するための「(仮称)認知症基本法」の整備ということで、これは2019年に自民党、公明党で議員立法として出させていただき、その後、2011年には超党派で議員連盟ができて、しっかり共生社会の実現に向けた認知症施策推進議員連盟としての取組を進めてきたのですが、コロナ禍にあって、政府提言の議案等の審査が優先をされて、この「(仮称)認知症基本法」、これが審議が一切ストップしてしまって進んでいない状況があります。やはりコロナ禍でより一層認知症も進んでいるというような状況も耳にします中であって、この施策、基本法がしっかりと前に進んで、そういう現状に対する支援の仕組みが確立されることを求めたい思いで、5項目めに入っております。

以上、5項目を掲げさせていただいております。ご意見よろしくお願いたします。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの説明に対しまして、ご質問または調整等あれば、ご意見伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） おはようございます。増田です。

4番のリスク低減につながる生活習慣や栄養補給などというところで、今、例えば市町村、町なんかもそうなのですけども、ケアマネさんなどを集めて、どのように認知症の方々や、そのほかの皆さんに栄養をうまく取ってもらうかというようなことを研究したりされていると思うのです。そういうことではなく、そのほかにどういった知識や情報を提供する方法というか、体制というか、そういったことをお考えなのか、お伺いたします。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今お話をいただいた部分というのは、どちらかというと当事者に向けた情報提供の部分かと思うのです。ご家族であるとか、関係各位に情報が行き届くようにという意味では、そのようにきっと支援が行われていると認識しております。しかしながら、今は一番最初に申し上げたのですけれども、やはり理解し、見守る支援という、そういう以前の体制から、認知症の人とともに生きる社会という、この皆さんが認知症に対することを我が事と受け止め、また広くそれを理解するという、そのことが求められていると思っております。そういう意味では、新型コロナウイルスのこの感染拡大のときには、政府のほうから広く情報提供がメディア等でもされましたし、認識が広く行き渡っていくような、そういうことを含めて情報提供であり、また予

防のための生活習慣、栄養補給などのことも行き届くような情報提供ということを考えて入れさせていただきました。

以上です。

○議長（小松伸介君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうすると、認知症の当事者の方やご家族や施設の方以外に向けたこれは情報提供ということになるのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

全て含めて考えてはおります。当事者の方も含めて考えてはおりますけれども、認知症に関しては、早期発見であり、また予防というところも非常に大事ということがうたわれておりますので、そういう意味では、皆1年ごとに年を重ねて、我が事と受け止めていただく意味も含めて、知識、情報を得ていけるようにという、そういうことも含めております。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

5番なのですが、先ほど自民党さん、公明党さんで、議員立法でという、ただコロナの状況とかで議論が何か中途になっているようなのですけれども、ここの最後の「(仮称)認知症基本法」を整備することということなのでも、その法案を審議を進めてほしいということなのではないでしょうか、それともこの基本法自体をもっといいものにしていただきたいということなのかと、ここら辺の意味をもう少し詳しく説明いただきたいのですが。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 両方あると思っています。審議自体が止まっているという現状があるようなので、審議を進めつつ、この内容を調べてみたときに、人権というところが非常に大きく関わってきている、関わっているというか、重視されているようです。ですので、きっと超党派で議員連盟ができての協議ではありませんけれども、その人権という角度において、きっと様々なご意見も出るのではないかと思いますので、それこそ調整も必要でしょうし、そういう協議も含めて整備をしていただきたい思いで挙げております。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

3番なのですが、もともとこの認知症グループホームというのは、地域密着型で、その自分の住み慣れたところにそのまま住むということで、住んでいない人も入れるようにということよりは、低所得者の方というのは、生活保護法に対応したグループホームを増やすとか、またないところにそのグループホームをつくっていくということのほうが大事なのかなというふうに思うのですが、地域外の人たちを、結局生活保護を

受けていれば、ほかに住んでいて引っ越した場合に、当然その市町村で生活保護を申請しないと、そっちの住所のままここに入るといことはできないわけですから、そういったことは現状でも可能で、皆さんやっぺらっしゃるといふうに調べると書いてあるので、そういったことより、その地域に生活保護に対応したグループホームを増やしていくというほうが、仕組みがないわけではなくて、今そういう住所を移したりして入っぺらっしゃるといふうになっていたのて、その入所の仕組みづくりというのて、どういう仕組みになれば、現状と違っぺ、生活保護法でいけば、その住所も移さないまま入るというわけに当然いかないでしょうから、どういう仕組みにしたいのか、そういうより、もしそういうものが足りないのだったら、そういう法律に対応したグループホームを各地域に増やしていくというほうがいいのかなとは思っぺたのですが、どうでしょう。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

現状の中では、今、細谷議員がおっぺしゃったように対応されて進んでいるのかとは思っぺたのですが、少し調べてみたときに、この認知症のグループホームに逆に職員としてお仕事に携わるという方がなかなか増えていかないという、かなり厳しい状況もあるようて、きっぺと認知症グループホームだけではなく、介護分野における人材が足りないというところもあるのかもしれないのてすが、今おっぺしゃったようて、介護施設自体がゆとりを持って増えていけば、きっぺとニーズがある方にとっぺては安心はできるかなというのは、それはそれでそのようにも今ご意見いただいて思っぺたのて、少しそこの部分は私もう一考して調整をさせていただきたいと思っぺます。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） ちょっと私の知り合いがこれを開設したのてすが、大分何年か前に。東京だから区のほうでやっぺらり何件もそういう申請オーケーというわけではないみたいなので、なかなか狭き門なのかちょっとよく分からないけれど、補助の関係もあるので、そういったところもつくりやすいように、ちょっともしこれからそういう方が増えていっぺて、そういう場所が必要だったら、そっちのほうの国の法律のほうを、国だか、区だか分からないのてすが、法律を変えて、もうちょっとつくりやすいような状況になっぺたらいいのかなと思っぺたのてすが。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

3番の部分の今いただいたご意見というのは、ちょっと違っぺる角度からの施設増設という意味で、違っぺる視点からのご意見だっぺたと思っぺたのてすが、そのことも含めて、再度ちょっとここは検討させていただきたいと思っぺますが、よろしいでしょう。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

1番目のところなのてすが、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設をということで、私はこういった相談の窓口というのは、行政がやっぺらり多くの相談を受ければ、町民の暮らしというのはよく分かってくるので、行政のその窓口での相談体制を充実させることがきっぺと大事だと思っぺていますけれど、そ

の辺については記されていないので、お伺いします。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

ここには言葉としては盛り込んでおりませんが、薬局が完結する場所ではなくて、薬局、また薬剤師さんは身近で、その健康の変化であったり、ご相談事も受けていただく立ち位置というのですか、生活圏の中にあっては、そういう位置におられるので、その変化を感じ取ったときに、フローチャートではないのですけれども、薬局さんは地域包括センターにご連絡をして、こういう方が来られましたよというようなその情報提供でありますとか、その公的な機関につないでいくという、その一つのプロセスの中に位置づけられている感じなのです。ですので、ここで完結ではありませんので、しっかり必要な場所、時には病院ということや、時には地域包括センターであったりと、そういう流れの途中のところに位置すると理解していただけるとありがたいです。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今述べたように、私も先ほど言いましたけれども、やっぱり行政の窓口とか、そういったところでそれが記載されていないと、その途中のところだと言うけれども、私は今述べたところが大事だとすごく思っています。何で薬局が入ってくるのか、よく理解できませんけれども、そういったことの行政がしていくということの明記はされるべきだと思いますけれども。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

この1番のところは、相談者目線に立っていただいて、相談できるところが増えていくというふうに捉えていただければありがたいです。決して公的な窓口を軽視しているわけではなく、当事者の方の目線に立っていただいて、「ああ、相談できるところがこんな近くにもあったわ」と思っただけであればありがたいです。その上で、吉村議員がおっしゃったように、それでも私は町役場のここが信頼できるからと思われる方は当然そちらに行かれると思いますし、選択の自由ですので、それは窓口が、相談できる場所が1つ増えたという認識でいていただけるとありがたいと感じます。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

よろしいですか。

山口副議長。

○副議長（山口正史君） 山口です。

全体的に見て、ちょっと視点がぼけているなと思っているのがあって、視点がぼけている。それで何かというと、例えば今の1番に関しても、薬局に相談窓口、でも薬局にも相談窓口って、薬局だってボランティアでやっているわけではないので、そこに窓口を設置するというのは、民間の窓口だとすれば、何らか手当てをしないと、これできないわけですね。やたらに薬局に窓口設けたからって、そこで何か完結されるわけではないと今お話だったので、うっかり変なことを相談で答えたりするのは非常にまずいと思うので、何をすればいいのかと、国が。というのがちょっとよく分からないところがあって、そのさっき出ていた3

番目もグループホームなんかもそうなのですけれども、圏域外の人々も含めた低所得者、低所得者も含めたというところで、どんな仕組みづくりなのか。それはどこでやっていくのか。何かちょっと意見書なのですが、国に出す要望するものは一体どこに焦点が当たっているのか、ちょっとよく見えないのです。この最後の認知症基本法を制定すれば、それが全部いい方向に向かうのか。解決するとは言いませんが、ちょっと全体的に見えるところ、4番なんかもそうなのですけれども、栄養補給とか生活習慣と、これは国民の日常をサポートする体制を整備というのは、自治体に求めているのか、民間レベルなのか、何かちょっと全体的に見えてこないのですが。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

まず、1番のところなのですけれども、この薬局云々というところなのですけれども、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプラン、国が策定した新オレンジプランの中に薬局、薬剤師の認知症への対応力向上というのが明記をされており、そしてそこがこれからそういう役割を持っていくように進んでいきたいと思いますということが国のその総合戦略の中にうたわれているようですので、そこを基にしてのこの取組というところを進めていくという1番になるのですが。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） 細かいこと一つ一つというわけではないのですが、そうすると今のお話だと、明記されているにもかかわらず、進んでいないということになりますよね。そのためには何を国に求めるのかなというのが見えてこない。つまりもううたわれているにもかかわらず、実際にはあまり進行していないのだったら、何か問題があるはずなので、そこを解決するためには法的措置なのか、補助金なのか、何なのかなど。それをどういうふうに国に求めていくのかという、そういうのがほかのところも含めてよく見えてこないということを言いたいのですけれども。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

そうしますと、1番の例えば支援というところも、4番の情報提供体制がどのような中身なのかということとかも含めて、あとは5番の基本法に関しても、もうそれが具体的にこの基本法を制定したことによってどう進んでいってほしいのかということでしょうか、その具体的な、あともう具現化するものを盛り込む調整をちょっと時間をいただいて、させていただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上で桃園議員提出の意見書について閉じさせていただきます。

最後に、本名議員提出の「原発回帰」の方針を撤回することを求める意見書（案）について説明を求めます。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今回「原発回帰」の方針を撤回することを求める意見書を提案させていただきました。これは、岸田政権

は、福島第一原発の事故からもう12年たちますけれども、まだ原子力緊急事態宣言も解除されていない中、廃炉作業も思うように進んでいません。そういう中にもかかわらず、原発回帰推進へエネルギー政策の方針を大きく転換させました。

昨年8月24日に、「GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議」の中で原発回帰の方針を発表して、12月22日には基本方針を発表、今年2月10日には基本方針を閣議決定しました。エネルギー政策の大転換にもかかわらず、極めて短期間の議論での結論です。その主な内容の中には、原発の活用として、原発の再稼働や原発運転期間の延長という原発への回帰のみならず、次世代革新炉の建設など、原発推進の方針があります。東日本大震災、原発事故で避難を余儀なくされた16万人以上の人々、いまだに3万人近い人々が避難を続けたままです。故郷に戻れた人々も必ずしも元の生活に戻れたというわけでもありません。また、核のごみは、将来にわたって子孫に負担を負わせ続けます。原発は事故のリスクを軽減できたとしても、ゼロにすることはできません。解決困難な課題山積の原発回帰を国民的議論も説明も不十分なまま決めてしまうことは真っ当なものとは思えません。GX実行会議の基本方針は撤回することを求め、意見書を提案させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） では、ただいまの説明に対しまして、質問または調整等あれば挙手をお願いいたします。

井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。

おっしゃることは分かるのですが、ただ、これを出した背景としては、電力の高騰であるとか、電力の不足であるとか、または脱炭素社会の構築であるとか、様々な背景があって、こういったことを政府は出したと思うのですけれども、その背景についてはどのように考えるのか。ただ単にこれを原発回帰をやめろということは、なかなか言いづらい面も私個人では考えるのですけれども、その背景についてはどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

この方針を出したのは、確かにウクライナ侵略とかによるエネルギー危機と言われる、そういう状況の背景もあると思います。ただ、それでだからといって、原発に戻っていいのか。福島第一原発の事故の後、確かに電力不足ありました。計画停電もありました。でも、やっぱり一たび事故が起きたら、取り返しのつかないことになってしまう原発は、今すぐなくせという方たちも、私もそういう考えでしたけれども、いや、今すぐは無理でも、でも将来的には原発をなくす方向でという、多くの人たちもそういう意見も多くあり、国民の多くの人たちはやはり原発はやめようという形、そういう世論になっていました。これは、だからエネルギー危機だからといって、いや、やっぱり原発動かそうというのは、ちょっと違うというふうに私は思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） すみません。内藤です。

下から4段目のところに、脱原発を求める国民多数世論というふうに書かれております。確かに事故があった時点では、そういう方々は多かったと思うのですけれども、私、お正月過ぎにテレビを見ていて、テレビ局がそこで次世代の原子炉というのですか、そういう開発を進めるべきではないかというそのアンケートを取っていたのを見ていたのです。NHKでもやっていたと思うのですが、それが賛成する方のほうが全部多いのです。どのテレビ局でもいろいろやっていたのですけれども、どこを見ても反対が多いというところはなくて、NHKだったっけ、60%か、そのくらいの方が、これお正月過ぎの番組だったと思うのですけれども、結構やっぱりエネルギーのことだとか、そのGXのことだとかをやはり特集をしている中でのそのアンケート調査だったのかなと思うのですけれども、この大多数が、日本人の国民がもう本当多数が原発はもう絶対やめようと思っているのかどうか、それよりもやはり安定的な電力が必要だというふうに思っている人も中には増えてきているのではないかというふうに思っています。

日本は40年で廃炉にするというところを、今10年延ばそうというような、そんな議論もされているようなのですけれども、アメリカではもう80年にしたのではなかったかなと思うのです。そうやって、安全で安定的に電力を供給できる原子炉については、やはり安全性を確認しながらも、やはり延ばしていくというのは、国民の電力確保のためには必要なことではないかなというふうには感じる人も最近多いと思うのですが、その辺についてこの大多数の世論は反対だと書いてあるところがちょっと腑に落ちないところなのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

いろいろご意見おっしゃっていただいたのですが、まずその世論のところの部分で申し上げますと、確かにその原発事故の直後の世論、それから長い12年という年月がたって、たってというか、徐々にその原発反対、賛成の幅が狭まってきて、それがここに来て逆転したのは、それは確かに事実です。この政府の方針転換についても、賛成のほうが多数、大体ほぼそうだと思います、世論調査。そういうこと、これはでも、それをさらに細かく分析すると、生活に余裕のある人、ない人、要するにこのエネルギー危機によって光熱費が値上がりし、物価も上がり、生活に困っている人ほどこの原発回帰の方針に賛成という傾向があるようです。生活に困っていない人はむしろ……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（内藤美佐子君） 取りあえず尋ねているのだから……

○議員（本名 洋君） いや、私も調べました、この世論調査。細かく中身を見ると、要するに生活に困っているほど切実で、だから原発に回帰することに賛成だという傾向があるようです。ただし、もう先ほど原発、安定的な電力であるというお話でしたけれども、そこまで答えてしまうと、非常にちょっと長くはなってしまうのですけれども、一言で言って、原発ほど不安定な電力はないと、出力は大きいし、出力の調整が困難なために、非常に不安定な電力だということだけは申し上げておきたいと思います。

それと、あと何かおっしゃってましたっけ。

取りあえず、以上ということで。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） すみません。ちょっともう一言つけ加えさせていただきます。

確かにここの意見書案の文面を読むと、脱原発を求める国民多数の世論、今、内藤議員より質問があったように、ちょっと誤解を与えるような部分もあるとは思いますが、こちら辺はちょっと修正はしたいと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 修正されるということで。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようでしたら、以上で本名議員提出の意見書について閉じさせていただきます。

◎総務常任委員会

○議長（小松伸介君） では、協議事項終了いたしましたので、4の報告事項に移ります。

まず、総務常任委員会からの報告を求めます。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

総務常任委員会より報告を2点ほどさせていただきます。また、貴重なお時間いただきまして、ありがとうございます。報告と言うよりも、一応皆さんにお話というか、をさせていただいておいてほうがいいのかということ、お時間いただくことにいたしました。

まず、会期中の委員会として昨日開催をしまして、まず1点は、申し送り事項といたしまして、平時の防災・減災活動についてを次期委員会のほうに申し送らせていただくということに委員会と決定いたしまして、こちらは内容といたしましては、やはり委員会の委員のほうより、今まで継続して議会のほうで行われていた年に1度の避難訓練なのですけれども、こちらは今後も継続して引き続き開催をしていただきたいというような意見が多くあったことから、こちら申し送り事項として挙げさせていただくことにいたしました。

また、あと前回の2月の全員協議会で皆さんにご報告をさせていただきました災害時のヘルメットと、あとこれは今定例会中の予算で承認をされたらにはなるのですけれども、来期防災服のほうはもし万が一ですけれども、これ貸与された場合には、ヘルメット及び防災服の保管方法として、控室というお話は前回の委員会ですさせていただいたと思うのですけれども、こちらをヘルメットはやはりほかの人と自分のヘルメットというか、誰が使うか分からないということで、やはり各自きちんと保管をしておいたほうがいいのかということで、各自ロッカーを与えていただいていると思いますので、そちらのほうで保管をさせていただくということで、一応議会としてそのような決まりというふうに伝えさせていただきます。

あともう一点、この2年間委員会として取り組んでまいりまして、昨年議会費を与えていただき、視察のほうを行わせていただいた公共交通なのですけれども、こちらに対しまして、委員会として協議をさせてい

ただき、昨日なのですけれども、町長に全委員で要望書のほう提出をさせていただいたので、この場をお借りいたしまして、一応報告をさせていただきたいと思います。

また、昨日の時点で、その防災・減災活動についてということと、公共交通についてということで、委員会として今期なのですけれども、一応終わり、終わりというか、一応確定したということで閉じさせていただき、委員会は昨日の時点で一応今期の委員会として終了、特別なことがない限りにはなるのですけれども、終了させていただきましたので、皆さんにご報告をさせていただければというふうに思います。今まで避難訓練も皆さんのご協力があって、無事開催することができましたので、この場をお借りしてお礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの報告に対しまして、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようでしたら、総務常任委員会からの報告を閉じさせていただきます。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（小松伸介君） 続きまして、議会広報広聴常任委員会からの報告を求めます。

山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 山口です。

議会広報広聴常任委員会から2点ございます。今定例会の閉会が24日になっております。一般質問あるいはその他の原稿に関して、27日の5時までには事務局のほうに提出をお願いしたいと思います。3日になっていきますので、それが1つです。

それから、もう一つは、今、3月定例会のポスター、掲示板、町の掲示板に貼っていただいていると思うのですが、24日が終わり次第、できるだけ早く撤去をお願いします。掲示期間が何か今回は24日になっていと思うので、できるだけ早く、当日が一番いいのですけれども、遅くとも土曜、日曜までには撤去するようお願いいたします。

それから、もう一点ですが、今年やりました議会だよりモニター会議なのですが、おかげさまで4回やるということで進めてまいりまして、29日水曜日午前中、10時から最後のモニター会議を開催いたします。そこで委員の方にお礼申し上げて、それでモニター会議そのものは、今年のモニター会議は解散という形になりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの報告に対しまして、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようでしたら、以上で議会広報広聴常任委員会からの報告を閉じさせていただきます。

◎その他

○議長（小松伸介君） では、報告事項を終了いたしましたので、5のその他に移ります。

皆様から何かございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、自分のほうから1つ報告なのですけれども、先日、2月22日に令和4年度埼玉県町村議会議長会の定期総会がございまして、そこで三芳町議会からは菊地議員と吉村議員が全国町村議会議長会表彰ということで受賞されましたので、ご報告をいたしたいと思います。

今、賞状がお渡しになりますけれども、皆さんでちょっと拍手を贈りたいと思います。おめでとうございます。菊地議員が15年表彰、吉村議員が27年表彰で、議員を続けられたということの表彰ですので、大変おめでとうございます。（拍手）

では、終わった後、写真を撮っていただければと、お二人、ここで。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） お疲れさまでした。まだ終わりではないかもしれないですけれども。

では、ちょっと終わった後、2人並んでここで写真撮っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。大変おめでとうございます。

私のほうからは以上なのですが、事務局。

○事務局長（郡司道行君） それでは、事務局のほうから、まず政務活動費についてご連絡したいと思います。

政務活動費の書類提出についてなのですが、改めてメールのほうではご連絡したいと思っておりますが、収支報告につきましては、今カレンダー見させていただくと、4月の平日最終日は28日なので、一応4月28日金曜日を予定させていただきたいと思っております。

また、令和5年度の申請につきましては、任期が4月末まででございますので、1か月分の4月分の5,000円となりますが、こちらのほうの申請を一応今のところ4月7日の金曜日という形で予定をさせていただきたいと思っております。政務活動費の関係書類の説明については以上となります。

ここで、1度質問。

○議長（小松伸介君） では、ここで1回質問を受けたいと思っておりますが、今の説明に対しまして何かありませんでしょうか

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） はい。

○事務局長（郡司道行君） 改めてメールのほうでご連絡をさせていただきます。

○議長（小松伸介君） では、事務局、どうぞ。

以上で終わりですか。

はい。

○事務局長（郡司道行君） それと、皆様からお預かりしております互助会費につきまして、改めてまたご連絡をさせていただきますが、3月をもちまして1度切らせていただきますので、ご返還をさせていただきますと思っています。返還日につきましては、また改めてご連絡したいと思っています。

なお、4月分の1か月分につきましては、前回、4年前のを見させていただくと、徴収をしないという形になっておりますので、5月、改選が決まった時点で改めてご連絡をしたいと思っています。

以上です。

○議長（小松伸介君） では、何か今の件に対しまして、ご質問受けたいと思います。

山口副議長。

○副議長（山口正史君） 互助会費を4月分は徴収しないという今ご説明だったのですが、既に払っているはずなのですね、1年分で。ですから、それには4月も入っていたと記憶しているのですが。

〔「それはおかしい」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山口正史君） そうだよな。6月に払って……

〔「金額は一緒でしたよね」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山口正史君） うん。

○議長（小松伸介君） 月額2,000円という形で。

○副議長（山口正史君） そうそう、2万4,000円。

○議長（小松伸介君） 今までは6月に1年分まとめてで2万4,000円を徴収していたということですよな。

〔「はっきりしておいたほうがいいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 暫時休憩いたします。

(午前10時32分)

○議長（小松伸介君） 再開いたします。

(午前10時34分)

○議長（小松伸介君） では、ほかになれば、今の件も終了とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

では、続けてありますか、事務局、ありますか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 暫時休憩いたします。

(午前10時34分)

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

(午前10時36分)

○議長（小松伸介君） ほかに何かございますでしょうか。

事務局からは以上ということで。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、なければ、以上で本日の全員協議会を閉じさせていただきます。

マイクを事務局にお返しいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、山口副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（山口正史君） 大変早朝からお疲れさまでした。

議長からの話もあったように、ちょっと気候が温度差が激しくなっているなと思って、今週は暖かいみたいですが、またその後寒波が来るといような話もあるので、今週の木曜日から予算会議がありますので、体調を崩さないように皆さん、お体のほうを気をつけてください。

これで我々の任期の最後の多分、多分ですよ。よほどのことがない限り多分最後の全協になります。大変4年間ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

以上です。

（午前10時37分）